

第27回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2022年6月23日(木曜日) 午前10時

受付開始：午前9時30分

開催場所

東京都千代田区大手町一丁目4番1号
K K R ホテル東京 10階 「瑞宝の間」

議 案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）
5名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与の
ための報酬決定の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面またはインターネットにより議決権をご行使ください
ますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年6月22日(水曜日) 午後6時まで

目次

招集ご通知

第27回定時株主総会招集ご通知	2
-----------------------	---

インターネットによる議決権行使のご案内	4
---------------------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。） 5名選任の件	6
--	---

第2号議案 監査等委員である取締役 1名選任の件	12
-----------------------------------	----

第3号議案 定款一部変更の件	13
----------------------	----

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与の ための報酬決定の件	16
---	----

招集ご通知提供書面

事業報告	19
------------	----

連結計算書類	45
--------------	----

計算書類	47
------------	----

監査報告	49
------------	----

株主各位

証券コード 9445
2022年6月8日

東京都千代田区神田錦町三丁目26番地

株式会社 **フォーバルテレコム**

代表取締役社長 行 辰哉

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み、株主様におかれましてはご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず株主総会へのご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットでの議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2022年6月22日（水曜日）午後6時までに行使してください。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

敬具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

記

1 日 時	2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都千代田区大手町一丁目4番1号 K K R ホテル東京 10階 「瑞宝の間」
3 目的事項	報告事項 1. 第27期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結 計算書類監査結果報告の件 2. 第27期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第3号議案 定款一部変更の件 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定 の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 当日は、軽装（クールビズ）で対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 2. 連結計算書類の「連結注記表」
 3. 計算書類の「株主資本等変動計算書」
 4. 計算書類の「個別注記表」

当社ウェブサイト (<https://www.forvaltel.co.jp/>)

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- ① インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 議決権の行使期限は、2022年6月22日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- ③ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ④ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- ① パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- ② パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ③ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- ① 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電話〕 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- ② その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

イ. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

ロ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

〔電話〕 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	ゆき 行 辰哉	代表取締役社長	再任
2	やまもと 山本 忠幸	取締役 管理統括本部長	再任
3	かじの 梶野 清治	取締役 事業統括本部長	再任
4	こばやし 小林 寛丈	取締役 ビジネスデザイン統括本部長	再任
5	たにい 谷井 剛	取締役 株式会社トライ・エックス代表取締役社長	再任

候補者番号

1

ゆき
行

たつ や
辰 哉

(1964年10月15日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

取締役会出席状況…………… 19/19回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1989年 5 月	株式会社フォーバル入社	2015年 4 月	株式会社フォーバル常務執行役員社長室長
2006年 4 月	同社役員待遇兼事業統括本部通信事業統括	2016年 4 月	同社常務執行役員社長室長兼グループ統括部長
2007年 4 月	同社執行役員首都圏第二支社長	2016年 4 月	ビー・ビー・コミュニケーションズ株式会社代表取締役会長
2010年 4 月	同社上席執行役員首都圏支社長兼城南支店長兼企画営業部長兼事業推進本部副本部長	2016年 6 月	株式会社フォーバル取締役社長室長
2012年 4 月	同社上席執行役員営業本部長兼首都圏支社長兼城南第二支店長	2016年 6 月	ビー・ビー・コミュニケーションズ株式会社取締役会長
2013年 4 月	同社上席執行役員社長室長	2017年 2 月	株式会社アップルツリー代表取締役社長
2013年 4 月	ビー・ビー・コミュニケーションズ株式会社代表取締役社長	2020年 6 月	株式会社フォーバル常務取締役社長室長
2013年 6 月	当社取締役	2022年 4 月	同社取締役
		2022年 4 月	当社代表取締役社長 (現任)

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

親会社である株式会社フォーバルにおいて、長年にわたり、グループ企業の経営をサポートしてきた経験と実績を有し、新体制とする事で、当社の持続的な成長とさらなる企業価値の向上を期待できると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

2

やまもと ただゆき

山本 忠幸 (1962年10月13日生)

所有する当社の株式数…………… 40,000株

取締役会出席状況…………… 19/19回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

2000年 4月 当社入社	2006年 6月 当社経営管理本部長
2004年 1月 当社経営管理本部経営企画担当マネージャー	2019年 4月 当社管理統括本部長 (現任)
2006年 6月 当社取締役 (現任)	

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

当社の経理・財務を主とした管理部門の責任者として経営を支えてきた経験と実績を有しており、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

3

かじの きよはる
梶野 清治 (1960年10月2日生)

所有する当社の株式数…………… 10,000株

取締役会出席状況…………… 19/19回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1985年 3 月	株式会社フォーバル入社	2010年 4 月	株式会社フォーバル執行役員ビジネスパートナー ディビジョンディビジョンヘッド
1996年 4 月	同社OA営業本部大阪支店長	2013年 4 月	当社事業本部長
2000年 4 月	同社ISP事業部副事業部長兼FC本部長	2013年 6 月	当社取締役 (現任)
2002年 2 月	当社取締役事業本部長	2019年 4 月	当社事業統括本部長 (現任)
2004年 7 月	株式会社フォーバル理事ビジネスパートナー 事業部長		
2009年 4 月	ビー・ビー・コミュニケーションズ株式会社 取締役事業本部長		

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

当社の事業部門の責任者として経営を支えてきた経験と実績を有しており、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

4

こ ばやし ひろ たけ
小林 寛丈 (1971年6月17日生)

所有する当社の株式数…………… 5,500株

取締役会出席状況…………… 19/19回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1995年4月 株式会社フォーバル入社
 2001年10月 当社出向
 2003年4月 事業企画グループ部門長
 2015年4月 執行役員事業本部副本部長
 2018年4月 当社入社
 2019年4月 当社企画統括本部長

2019年6月 当社取締役(現任)
 2022年4月 当社ビジネスデザイン統括本部長(現任)

[重要な兼職の状況]

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

当社企画部門の責任者を長年務めた経験と実績を有しており、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

5

た に い
谷 井

つよし
剛

(1965年4月17日生)

所有する当社の株式数…………… 158,700株

取締役会出席状況…………… 19/19回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1996年6月	当社入社	2008年6月	株式会社トライ・エックス代表取締役社長(現任)
2000年5月	当社管理本部長	2008年10月	株式会社ホワイトビジネスイニシアティブ 代表取締役社長
2000年6月	当社取締役	2011年2月	株式会社F I Sソリューションズ 代表取締役社長
2006年6月	当社常務取締役	2022年4月	当社取締役(現任)
2007年6月	当社代表取締役社長		

[重要な兼職の状況]

株式会社トライ・エックス代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社の代表取締役社長として当社をはじめとしたグループ企業を管理・指導してきた豊富な経験と実績を有しており、引き続き取締役の責務を適切に果たす事が期待できると判断し、取締役候補者としております。

- (注) 1. 取締役候補者である谷井剛氏は、株式会社トライ・エックスの代表取締役社長を兼任し、当社は同社との間に、商品売買等の取引関係があります。
2. 上記を除く候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
3. 当社は、当社の取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、毎年12月に契約を更新しております。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。
4. 行辰氏は、親会社である株式会社フォーバルの子会社であるピー・ビー・コミュニケーションズ株式会社及び株式会社アップルツリーの業務執行者に該当し、当該事項につきましては略歴に記載のとおりであります。

第2号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役橋本勇氏が辞任されますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

たか やま
高山

こずえ
梢

(1979年10月11日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
取締役会出席状況…………… - / - 回

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

2002年3月 早稲田大学卒業
2005年11月 司法試験合格
2007年9月 司法修習終了、弁護士登録(旧60期)
2007年9月 真和総合法律事務所(現任)

【重要な兼職の状況】

弁護士
真和総合法律事務所

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高山梢氏は、弁護士として、法務面での専門的な知見と豊富な経験を有しており、中立的及び客観的な立場から当社の経営に反映していただけるものと期待しており、同理由から社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験は有りませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 高山梢氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 高山梢氏は、社外取締役候補者であります。なお、高山梢氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員とする予定であります。
3. 高山梢氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、当社の取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、毎年12月に契約を更新しております。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、今後の事業展開に備えるため、そして「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 今後の事業展開に備えるため、事業目的として、ガス小売事業を追加するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (3) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (4) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (5) 上記(2)乃至(4)の新設及び削除する規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~ 2 3. 〔記載省略〕 〔新設〕</p> <p>2 4. ~ 2 5. 〔記載省略〕</p> <p>(略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、<u>事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、会社法施行規則第94条に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~ 2 3. 〔現行どおり〕</p> <p><u>2 4. ガス小売事業</u></p> <p><u>2 5. ~ 2 6. 〔現行どおり〕</u></p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(略)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="420 266 495 288">附 則</p> <p data-bbox="420 334 495 356">(新設)</p>	<p data-bbox="1044 266 1120 288">附 則</p> <p data-bbox="783 334 1388 462"><u>第3条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="783 470 1388 598">② <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="783 606 1388 704">③ <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第4号議案

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の金銭報酬の額は、2015年6月18日開催の第20回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額150百万円以内（使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（非業務執行取締役及び監査等委員である取締役並びに社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、上記の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社の現在の対象取締役は4名ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は、4名となります。

本議案に基づき、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受け（以下、「無償交付方式」という。）、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受けるものといたします（以下、「現物出資方式」という。）。無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、あわせて年340千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて年額100百万円以内といたします（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出いたします。また、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額といたします。）。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

さらに、上記の方法により当社の普通株式を発行又は処分をするに当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から、10年間から20年間までの間で当社の取締役会が予め定めた一定期間（ただし、譲渡制限付株式の交付日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日まで）の期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下、「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を招集通知32頁に記載の内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とされない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

(提供書面)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んだこともあり、経済活動に持ち直しの動きが見られました。しかしながら、新型変異株による感染再拡大、資源・エネルギー価格の上昇等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが中核的な事業領域とする情報通信分野では、移動系超高速ブロードバンド接続サービスの契約数が急拡大し、ビジネスにおける効果的な活用や急増したデータ量への対応・セキュリティ対策が課題となっております。

このような環境の下で、当社グループは、法人向けVoIPサービス、法人向けFMC（Fixed Mobile Convergence）サービス、個人向けインターネットサービス等「IP & Mobileソリューション・ビジネス」と位置付ける利便性の高いサービスの拡販を中心に、中小法人及びコンシューマ向けの各種サービスを提供しております。

具体的には、当社及び当社連結子会社である㈱F I Sソリューションズにおいては、光回線サービス「iSmartひかり」、法人を対象とした光ファイバー対応IP電話「スマートひかり」及びスマートフォンを利用したFMCサービス「どこでもホン」、並びに個人を対象としたISPサービス「iSmart接続-Fひかり」を中心に、合わせて情報通信機器等を提供しております。

また、当社では登録小売電気事業者として法人顧客に電力サービス「Elenova」を提供しており、本サービスを「ユーティリティ・ビジネス」と位置付けております。

当社連結子会社である㈱トライ・エックス及びタクトシステム㈱においては、法人顧客からのニーズが強い「ドキュメントソリューション・ビジネス」を提供しており、上流工程から最終工程まで一貫したサービスの提供が可能となっております。

また、当社及び当社連結子会社である㈱保険ステーションにおいては、主に法人顧客に対し「コンサルティング・ビジネス」を提供しております。

なお、新型コロナウイルスの感染症拡大、緊急事態宣言の発出による経済活動の制限等により、「IP & Mobileソリューション・ビジネス」において情報通信機器の入荷の減少、「ドキュメントソリューション・ビジネス」において各種セミナーやイベントの中止による印刷物の減少、「コンサルティング・ビジネス」においてはショッピングモール併設の保険店舗閉鎖等が発生いたしました。

これらの事業活動の結果、当連結会計年度の売上高は218億1百万円（前期比0.3%増）、営業利益が10億68百万円（前期比26.2%増）、経常利益が10億1百万円（前期比53.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、連結子会社の株式会社トライ・エックス広島事業部譲渡に伴う特別利益の計上などにより、8億68百万円（前期比90.3%増）となりました。

なお、収益認識会計基準の適用等により、保険代理店手数料の収益認識基準を変更したこと及び電力料金収益及び関連する託送料金を検針日基準から電力供給に応じて認識することとした等の影響で売上高は5億1百万円減少し、営業利益は71百万円増加しております。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

《IP & Mobileソリューション・ビジネス》

「IP & Mobileソリューション・ビジネス」は、VoIPサービス、モバイルサービス等の情報通信サービス全般を提供しております。インターネット接続サービス等の契約獲得の伸び悩みにより、売上高は122億15百万円（前期比7.8%減）、営業費用の削減等の結果、セグメント利益は7億8百万円（前期比1.0%増）となりました。

なお、収益認識会計基準の適用等により、顧客へのホームページの更新作業の受託サービスのうち代理人として関与した取引について売上高を純額とした影響等で売上高及び売上原価がそれぞれ2億34百万円減少しております。

《ユーティリティ・ビジネス》

「ユーティリティ・ビジネス」は、電力を提供しております。新規獲得件数が順調に伸びたこと等により、売上高は52億42百万円（前期比39.0%増）、セグメント利益は40百万円（前期はセグメント損失1億83百万円）となりました。

なお、収益認識会計基準の適用等により、電力料金収益及び関連する託送料金を検針日基準から電力供給に応じて認識することとした等で売上高は4億19百万円減少し、セグメント利益は26百万円増加しております。

《ドキュメントソリューション・ビジネス》

「ドキュメントソリューション・ビジネス」は、普通印刷、印刷物のプランニング・デザイン等を行っております。広島事業部譲渡及び新型コロナウイルス感染症の影響等により、売上高は12億7百万円（前期比23.9%減）、セグメント利益は47百万円（前期比15.8%減）となりました。

《コンサルティング・ビジネス》

「コンサルティング・ビジネス」は、経営支援コンサルティング、保険サービス及びセキュリティサービス等を行っております。新型コロナウイルス感染症の影響によるショッピングモール併設の保険店舗閉鎖等があったものの、セキュリティサービスの契約件数が順調に伸びたこと等により、売上高は31億35百万円（前期比0.3%増）、セグメント利益は2億72百万円（前期比同水準）となりました。

なお、収益認識会計基準の適用等により、保険代理店手数料の収益認識基準を変更したこと等で売上高は1億53百万円増加し、セグメント利益は45百万円増加しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、369百万円であります。主なものは、当社基幹システム（ソフトウェア）への投資であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、金融機関と当座貸越契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社連結子会社の株式会社トライ・エックスは、2021年4月1日を効力発生日として、複写・印刷業の広島事業部を株式会社トライサクセスに事業譲渡いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分		第24期 (2019年3月期)	第25期 (2020年3月期)	第26期 (2021年3月期)	第27期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	(百万円)	18,347	21,279	21,729	21,801
経常利益	(百万円)	800	965	653	1,001
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失(△)	(百万円)	589	△960	456	868
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失(△)	(円)	35円33銭	△57円56銭	27円32銭	52円00銭
総資産	(百万円)	12,501	11,814	11,755	11,049
純資産	(百万円)	2,824	1,580	1,753	2,342
1株当たり純資産額	(円)	168円54銭	93円98銭	104円30銭	139円24銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数を用いて算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は(株)フォーバルで、同社は当社の株式を12,584,200株（議決権比率75.39%）保有しております。
当社は親会社に対しサービスを提供、当社サービスの取次を委託する取引を行っております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との取引については、当該取引が当社の事業に必要な取引であり、その取引条件が市場価格・水準を勘案した一般的な取引条件であるなど、事業活動上の通常取引と同様であることに留意しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社との取引に関しては、取締役会において当該取引の必要性及び取引条件の妥当性に留意のうえ審議し、当社の利益を害するものではないと判断いたしました。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合のその意見
該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
(株)トライ・エックス	78,900	97.48	オン・デマンド印刷業及び 普通印刷業
タクトシステム(株)	20,000	100.00	印刷物のプランニング・デザイン
(株)保険ステーション	17,000	100.00	経営支援コンサルティング及び 保険サービス
(株)F I Sソリューションズ	25,000	100.00	情報通信コンサルティング

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当事業年度、当社ではDX（デジタル トランスフォーメーション）及びGX（グリーン トランスフォーメーション）の本格的な取組を開始いたしました。

DXの取組では、部門を横断する「DX推進プロジェクト」を新設、当社の就労形態を、セキュアな通信網とクラウドシステムを利用したリモートワークにシフトする事で、管理費の削減による当事業年度の利益貢献を生みました。また他方、経済産業省が主管する「DX認定制度」の認定も取得しております。

GXの取組では、「ユーティリティ・ビジネス」において、二酸化炭素排出量を実質ゼロとする電力サービスの提供を開始、また、経済産業省が公表した「GXリーグ基本構想」に賛同を表明いたしました。

当社グループではこれまで、お客様の事業インフラ・生活インフラの直接的な費用対効果の向上に応えるサービスを提供して参りましたが、2023年3月期におきましては、これらに留まらず、当社自らが知得したDXのメソッドに基づいたサービス、またGXに応えるサービスの提供と利用を進め、お客様の社会的価値及び社会貢献を高めることが、当社グループの企業価値の向上にも繋がるものと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き変わらぬご支援とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は法人向けの各種通信サービスを、IP & Mobileソリューション・ビジネス、ユーティリティ・ビジネス、ドキュメントソリューション・ビジネス、コンサルティング・ビジネスの形態で幅広く展開しております。

事業区別の主なサービスは次のとおりであります。

[IP & Mobileソリューション・ビジネス]

法人向けVoIPサービス、個人向けインターネットサービス、情報通信機器販売他

[ユーティリティ・ビジネス]

電力の提供

[ドキュメントソリューション・ビジネス]

普通印刷、印刷物のプランニング・デザイン

[コンサルティング・ビジネス]

経営支援コンサルティング、保険サービス及びセキュリティサービス

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

当社	本社：東京都千代田区神田錦町三丁目26番地
(株)トライ・エックス (子会社)	本社：東京都新宿区
タクトシステム(株) (子会社)	本社：東京都新宿区
(株)保険ステーション (子会社)	本社：東京都千代田区
(株)F I S ソリューションズ (子会社)	本社：東京都千代田区

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
IP & Mobileソリューション・ビジネス	77 (-) 名	-名 (-)
ユーティリティ・ビジネス	6 (-)	1名減 (-)
ドキュメントソリューション・ビジネス	105 (5)	27名減 (2名減)
コンサルティング・ビジネス	42 (274)	7名減 (12名増)
全社 (共通)	84 (4)	-名 (6名減)
合 計	314 (283)	35名減 (4名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
81名 (一名)	2名減 (一名)	39.6歳	6年5ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
(株)三井住友銀行	980
(株)きらばし銀行	600
三井住友信託銀行(株)	584

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|----------------------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 66,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 16,693,200株 |
| ③ 株主数 | 5,660名 |
| ④ 大株主上位10名の氏名・名称、持株数及び持株比率 | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
(株)フォーバル	12,584,200	75.39
谷井 剛	158,700	0.95
関根 芳喜	98,000	0.59
(有)福田商事	80,000	0.48
(株)原一平商会	75,000	0.45
廣瀬 公則	65,200	0.39
青山 泰長	64,000	0.38
実松 孝洋	50,900	0.30
飯島 功市郎	50,000	0.30
(有)王道	50,000	0.30

(注) 持株比率は、自己株式（5株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

2022年4月1日を払込期日とする譲渡制限付株式としての新株式発行により、発行済株式の総数は24,500株増加しております。詳細につきましては、「第27回定時株主総会招集ご通知におけるインターネット開示事項 連結注記表 11. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	谷 井 剛	(株)トライ・エックス代表取締役社長
取締役	山 本 忠 幸	当社管理統括本部長
取締役	梶 野 清 治	当社事業統括本部長
取締役	小 林 寛 丈	当社企画統括本部長
取締役	行 辰 哉	(株)フォーバル常務取締役 (株)アップルツリー代表取締役社長
取締役（常勤監査等委員）	指 田 直 木	
取締役（監査等委員）	橋 本 勇	弁護士 東京平河法律事務所パートナー
取締役（監査等委員）	和 田 芳 幸	公認会計士 和田会計事務所所長 (株)ゼロ社外取締役 (株)キャリアデザインセンター社外取締役 栗林商船(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）橋本勇氏及び取締役（監査等委員）和田芳幸氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、指田直木氏を常勤監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）橋本勇氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）和田芳幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）橋本勇氏及び取締役（監査等委員）和田芳幸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、当社の取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、毎年12月に契約を更新しております。当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

7. 当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（監査等委員）指田直木氏、社外取締役（監査等委員）橋本勇氏及び和田芳幸氏の各氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各取締役（監査等委員）について、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。
8. 谷井剛氏は、2022年4月1日付で代表取締役社長から取締役に就任いたしました。
9. 行辰哉氏は、2022年4月1日付で取締役から代表取締役社長に就任いたしました。また、2022年3月31日付で㈱アップルツリーの代表取締役社長を、2022年5月13日付で㈱フォーバルの取締役にそれぞれ退任いたしました。

② 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

③ 取締役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	報酬等の種類別の額 (百万円)			計
		基本報酬	役員賞与	非金銭報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	4 (-)	33 (-)	49 (-)	- (-)	82 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3 (2)	18 (8)	- (-)	- (-)	18 (8)
合計	7 (2)	51 (8)	49 (-)	- (-)	100 (8)

- (注) 1. 取締役の支給額に使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の員数は5名ですが、無支給者が1名いるため支給員数と相違しております。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月18日開催の第20回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、5名（うち、社外取締役0名）です。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年6月18日開催の第20回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち、社外取締役2名）です。

④ 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

- ・優秀な人材を取締役として登用でき、株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たすことが出来る「透明性」「公正性」「合理性」を重要視した報酬体系とする。
- ・すべてのステークホルダーに対して幸せを分配できるよう、持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- ・報酬体系・水準は、当社業績や他社水準、経済情勢等を踏まえて見直しを行う。

ロ. 報酬構成

- ・取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と、業績を連動させた役員賞与及び非金銭報酬としての株式報酬で構成する。また、役員賞与の基本報酬に対する報酬構成比率は、業績及び株主価値への連動を重視し、それぞれの職責に応じて、金銭報酬額（基本報酬と役員賞与の支給額の合計額）全体のうち、適切な割合となるように設定する。ただし、役員賞与及び非金銭報酬としての株式報酬の支給対象は常勤取締役（監査等委員である者を除く。）とする。
- ・社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成する。

<基本報酬>

- ・経済情勢、当社の成長力を考慮した報酬水準とする。
- ・役割責任に応じた固定報酬として支給する。

<役員賞与>

- ・単年度の業績や目標達成度に応じて支給の可否を決める。
- ・原則、業績連動報酬として役員賞与引当金を計上する前の「親会社株主に帰属する当期純利益」の10%を基準に支給総額を決定した後に、それぞれの職責に応じた配分決定を行う。

但し、

- ・支給総額は当期の「配当金」総額を超えないものとする。
- ・「特別損益」が発生した場合、「特別利益」は支給総額の計算上影響額を除外するものとし、「特別損失」はその影響額を除外しないものとする。

<非金銭報酬>

- ・譲渡制限付株式報酬制度を2022年6月23日開催の第27回定時株主総会にて承認された後に導入する。同日の株主総会の決定において本制度の上限は年額100百万円以内、年340千株以内とする。取締役の個人別の割当数は役付取締役別に設定することとする。

八. 報酬決定の手続き

- ・取締役の報酬のうち、基本報酬及び役員賞与については、2015年6月18日開催の第20回定時株主総会において承認された総額の範囲内で決定する。

<取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額>

- ・年額150百万円以内（使用人分給与は含まない。）

<監査等委員である取締役の報酬等の額>

- ・年額30百万円以内

- ・取締役の報酬のうち、非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬については、2022年6月23日開催の第27回定時株主総会において承認された後に、その承認された総額の範囲内で決定する。

<取締役（非常勤取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額>

- ・年額100百万円以内、普通株式総数 年340千株以内

- ・取締役の個別の報酬等の額は、取締役会からの委任に基づき、代表取締役社長 行辰哉氏が、株主総会で決議された上記報酬総額の範囲内において、基本方針と報酬構成に則り決定する。同氏については、各役員を俯瞰的に評価できる職責にあり、委任に適するものと判断した。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）橋本 勇氏は、東京平河法律事務所パートナーであります。当社と同事務所との間には、弁護士業務等の取引がございます。
- ・取締役（監査等委員）和田 芳幸氏は、和田会計事務所所長及び(株)ゼロ社外取締役、(株)キャリアデザインセンター社外取締役、栗林商船(株)社外監査役であります。当社と和田会計事務所及び(株)ゼロ、栗林商船(株)の間には特別の関係はありません。当社と(株)キャリアデザインセンターの間には人材紹介の取引関係があります。

ロ. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行取締役等の三親等内の親族等であると知っている場合、その事実

該当事項はありません。

二. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査等委員会への出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	橋本 勇	19回中19回 (100%)	11回中11回 (100%)	司法分野での永年の経験を通じて培われた弁護士としての専門的見地から、法務に関する議題を中心に適宜質問、意見表明等の発言を行っております。また、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においても、適宜必要な発言を行っております。
	和田 芳幸	19回中19回 (100%)	11回中11回 (100%)	企業の会計監査に精通した経験豊富な公認会計士としての専門的見地から、財務、経理に関する議題を中心に適宜質問、意見表明等の発言を行っております。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においても、適宜必要な発言を行っております。

ホ. イ～二についての当該社外役員の意見

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,500
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務の遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査等委員全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。また、会計監査人がその適格性又は独立性を害する事由の発生により職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は再任しないことに関する株主総会議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に上程いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、太陽有限責任監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を取締役会において次のとおり決議いたしました。

1. 内部統制システムの整備に関する基本的考え方

- (1) 当社は、当社及び子会社から成る企業集団における内部統制システムの整備にあたり、法令遵守、損失のリスク管理及び適正かつ効率的な事業運営を目的として、組織・体制・規程類の整備、実行計画の策定と監視活動等に対策を講じます。
- (2) 内部統制システムをより有効に機能させるために、『内部統制委員会』の活動を定期的に監督及び監視して、当社の企業集団全体に対する横断的な視点から内部統制システムの整備を図るとともに、その有効性を定期的に評価したうえで、必要な改善を実施いたします。
- (3) 金融商品取引法に基づく『財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保』については、『内部統制委員会』の活動により適切な取り組みを実施いたします。
- (4) 取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を決議し、内部統制システムの整備状況について定期的に報告を受け、当社の内部統制システムの監督及び監視を実施いたします。
- (5) 代表取締役社長は、業務執行の最高責任者として、取締役会が決定した基本方針に基づく内部統制システムの整備を促進いたします。

2. 内部統制システム構築に関する基本方針

- (1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 全取締役が、業務執行を通じて法令等遵守重視の姿勢を明確に示しつつ、『フォーバルグループ行動規範』を徹底する等により、法令等遵守重視の企業風土の醸成を進めます。
 - b. 法令等遵守の重視強化のために、『内部統制委員会』により推進体制を整備いたします。
 - c. 当社の従業員が、法令及び定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず、『内部通報制度』を活用して、直接通報窓口で報告する仕組みを運営いたします。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に基づいて各所管部門が適切に保存及び管理し、取締役の閲覧に供します。
 - b. 文書を適切に保存及び管理するために、内部監査部門が文書管理の運用状況を毎年検証し、是正及び改善の必要が認められる場合は、遅滞なく社長に報告いたします。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. リスク管理基本規程に基づき、体系的なリスク管理体制の確立を図り、関連規程の制定または見直し、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、教育研修の実施等を通じリスク管理体制を強化いたします。
 - b. リスクの発生または発見時に、取締役会への報告及び社外への開示の必要性を判断する基準を明確にする等、リスク対応と開示を適時適切に行う体制を整備いたします。
 - c. 大規模な事故、災害、不祥事等の緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制として、『危機管理委員会』を設置し対応ルールを整備いたします。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 組織・業務分掌・職務権限等の職務執行体制を適時適切に見直し、職務遂行に係る意思決定及び指揮体制を最適の状態に保ちます。
 - b. 取締役会の効率化を図るため、常勤取締役を含めた執行責任者が参加する会議を毎月開催し、執行状況を確認することにより、取締役会の決定事項の徹底を図ります。

- (5) 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 『フォーバルグループ行動規範』を子会社の役員、従業員全員への浸透に努めることにより、企業集団全体の業務の適正確保を図ります。
 - b. 当社は、各子会社の自主性を尊重しつつ必要な助言・支援を『内部統制委員会』の活動を通して行う等により、企業集団全体の内部統制システムの整備を促進いたします。
 - c. 関係会社管理規程に基づき、子会社が業績状況、財務状況及び経営上重要な事項について、当社へ定期的に報告する体制を整備いたします。
 - d. リスク管理基本規程に基づき、子会社がリスクを発見した場合には、速やかに当社のリスク管理担当部門に報告いたします。当社は子会社に対し、事案に応じた支援を行うとともに、社外への開示の必要性を判断いたします。
 - e. 子会社の自主性を尊重しつつ、子会社が組織・業務分掌・職務権限等の職務執行体制を適時適切に見直すとともに、職務執行に係る意思決定及び指揮体制を最適な状態に保つように支援いたします。
 - f. 当社の内部監査部門は、子会社の監査または子会社が実施した監査報告をもとに、法令遵守、リスク管理及び業務の適正性を確保するための指導・支援を行います。
 - g. 子会社の役員及び従業員が、法令及び定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず、『内部通報制度』を活用して、直接通報窓口はその旨を報告する仕組みを運用いたします。
- (6) 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項
- a. 監査等委員会は、必要がある場合は、事前に人事担当取締役に通知したうえで、監査業務を補助すべき従業員の配属を求め、監査業務を補助するよう命令することができます。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとします。
 - b. 監査等委員会から監査業務を補助すべき従業員の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取したうえで人選し、監査等委員会の同意を得て任命いたします。

- (7) 前項取締役及び使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 前項 a. により、監査等委員会から命令を受けた従業員は、その命令の遂行に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は命令した監査等委員会に対してのみ行うこととします。
 - b. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員には、当該業務に必要な調査権限及び情報収集権限を付与いたしません。
 - c. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の命令を受けた従業員に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしません。
 - d. 前項 b. により監査業務を補助すべき従業員を配属した場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては監査等委員会の同意を得るものといたします。
- (8) 当社の監査等委員会への報告に関する体制
- a. 当社及び子会社の役員（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、次の場合には、当社の監査等委員会に対して直接かつ速やかに報告いたします。
 - i) 法令及び定款に違反する事実またはその疑いがある事実を発見したとき
 - ii) 当社及び子会社に著しい損害を与える事実またはそのおそれのある事実を発見したとき
 - iii) その他業務執行に係る重要な報告事項として監査等委員会が求める事項を発見したとき
 - b. 法令及び定款の遵守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況、その他の事項を、随時、内部監査管掌取締役または担当部門長から監査等委員会に報告する体制を整備します。報告事項及び報告の方法については、監査等委員会との協議により決定いたします。
- (9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会に対し前各項の事実を直接報告した者（当社の監査等委員である取締役を除く。）に対して、そのことを理由に人事処遇等について不利な取扱をしません。

- (10) 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 監査等委員会は、職務の執行上必要と認める費用についてあらかじめ予算を計上し会社に請求することができます。
 - b. 監査等委員が前号の予算以外に緊急または臨時に支出した費用についても、事後会社に請求することができます。
- (11) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役と監査等委員会との間の定期的な意見交換会を実施いたします。
 - b. 監査等委員会に対して内部監査の実施状況について報告するとともに、監査等委員会が必要と認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を行います。

3. 内部統制システムの運用状況の概要について

当社グループは、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

(1) 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室及び内部統制委員会（当事業年度は6回開催）がモニタリングし、改善を進めております。また、内部統制委員会は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

(2) コンプライアンス

当社の企業集団における経営理念と経営基本方針を周知徹底するため、コンプライアンス研修を実施しております。

法令違反・不正行為等の早期発見及びそれらを未然に防止することで当社の社会的信頼を維持することを目的とし、コンプライアンス・アラーム運用規程を制定し、内部通報制度を整備しております。また、コンプライアンス・アラーム運用規程に通報者は不利益を受けない旨を規定しております。

(3) リスク管理

当社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、及び万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的として、リスク管理基本規程を制定し、危機管理委員会が危機管理ガイドラインの定期的な見直しと周知徹底を実施しております。また、大規模災害に備えた安否確認システムの運用確認テストも定期的を実施しております。

(4) 子会社経営管理

子会社の経営管理については、関係会社管理規程を制定し、業績状況、財務状況及び経営上重要な事項について、当社へ定期的に報告する体制を整備しております。また、当社の内部監査部門は、子会社に対する監査を実施しており、定期的なモニタリングを実施しております。

(5) 取締役の職務執行

取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役を複数名選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会は19回開催されております。

また、業務分掌規程・職務権限規程を制定し、責任の明確化並びに効率的な業務遂行を図っております。

(6) 監査等委員

社外取締役を含む監査等委員は、取締役会への出席及び監査等委員長による内部統制委員会への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しているほか、会計監査人、内部監査室などの内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングしております。

4. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は、『フォーバルグループ行動規範』において反社会的勢力排除に向けた指針を定め、具体的には反社会的勢力対応規程の内容を遵守し、反社会的な勢力と一切の関係を遮断することを基本方針といたします。

(2) 体制の整備

当社は、反社会的勢力等への対応に関する統括部門を置き、関係行政機関等との連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集を行うほか、司法機関や顧問弁護士とも常に連携して協力体制を整備いたします。

また、当社及び子会社においては、対応する規程類やマニュアルを整備し、各種研修を通じ反社会的勢力排除に向けた啓発活動を行います。

(6) その他

1. 買収防衛に関する事項

買収防衛策の予定はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、IP & Mobileソリューション・ビジネスを中心とした販売促進と基幹システム投資に内部留保を活用する一方で、業績に連動した利益還元の双方バランスに配慮して連結配当性向50%程度を目安に配当を決定しております。

当期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）連結業績は、連結子会社の株式会社トライ・エックス広島事業部譲渡に伴う特別利益の計上などにより、親会社株主に帰属する当期純利益が8億68百万円、1株当たり当期純利益も52円00銭となりましたが、前々連結会計年度（2020年3月期）の取引先の破産手続き開始決定に伴う債権取立不能額による特別損失計上後における財務体質強化の途上であることを踏まえて、前期と同額の1株につき年間17円の配当を予定しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第27期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	8,052,440
現金及び預金	1,299,588
受取手形	10,744
売掛金	3,674,614
契約資産	84,622
商品及び製品	65,496
仕掛品	46,206
原材料及び貯蔵品	272,483
未収入金	1,746,059
前払費用	848,133
その他	83,651
貸倒引当金	△79,160
固定資産	2,996,626
有形固定資産	89,582
建物及び構築物	19,177
機械装置及び運搬具	43,680
工具、器具及び備品	26,724
無形固定資産	926,989
のれん	323,406
ソフトウェア	602,493
その他	1,090
投資その他の資産	1,980,054
投資有価証券	7,500
長期前払費用	732,396
破産更生債権等	2,380,817
繰延税金資産	987,775
その他	84,268
貸倒引当金	△2,212,702
資産合計	11,049,066

科目	第27期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	8,473,447
支払手形及び買掛金	2,605,770
短期借入金	2,164,000
未払金	2,657,019
未払法人税等	219,138
契約負債	90,259
賞与引当金	160,562
役員賞与引当金	78,500
その他	498,197
固定負債	232,819
退職給付に係る負債	207,919
その他	24,900
負債合計	8,706,266
純資産の部	
株主資本	2,324,427
資本金	542,354
資本剰余金	42,353
利益剰余金	1,739,721
自己株式	△1
非支配株主持分	18,372
純資産合計	2,342,800
負債純資産合計	11,049,066

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第27期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	21,801,864
売上原価	15,853,946
売上総利益	5,947,917
販売費及び一般管理費	4,879,273
営業利益	1,068,644
営業外収益	19,304
受取利息	6
違約金収入	14,043
その他	5,254
営業外費用	86,340
支払利息	22,278
貸倒引当金繰入額	60,362
その他	3,698
経常利益	1,001,608
特別利益	354,652
事業譲渡益	354,652
特別損失	1,260
固定資産除却損	1,260
税金等調整前当期純利益	1,355,001
法人税、住民税及び事業税	305,807
法人税等調整額	175,085
当期純利益	874,108
非支配株主に帰属する当期純利益	6,078
親会社株主に帰属する当期純利益	868,029

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第27期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	6,366,394
現金及び預金	488,392
売掛金	3,008,090
商品	41,459
貯蔵品	268,156
前渡金	30,413
前払費用	767,717
未収入金	1,745,278
その他	84,063
貸倒引当金	△67,177
固定資産	3,450,338
有形固定資産	10,624
建物	5,764
工具、器具及び備品	4,860
無形固定資産	575,886
ソフトウェア	574,836
その他	1,050
投資その他の資産	2,863,827
投資有価証券	7,500
関係会社株式	697,382
関係会社長期貸付金	364,000
長期前払費用	731,699
破産更生債権等	2,380,408
繰延税金資産	848,298
その他	46,831
貸倒引当金	△2,212,293
資産合計	9,816,732

科目	第27期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	7,929,560
買掛金	2,315,015
短期借入金	2,534,000
1年内返済予定の長期借入金	30,000
未払金	2,616,237
未払法人税等	89,185
未払費用	37,285
賞与引当金	51,224
役員賞与引当金	70,000
その他	186,612
固定負債	214,296
退職給付引当金	189,396
その他	24,900
負債合計	8,143,857
純資産の部	
株主資本	1,672,874
資本金	542,354
資本剰余金	42,353
資本準備金	42,353
利益剰余金	1,088,168
利益準備金	94,359
その他利益剰余金	993,809
繰越利益剰余金	993,809
(うち当期利益)	566,262
自己株式	△1
純資産合計	1,672,874
負債純資産合計	9,816,732

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第27期
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	16,773,386
売上原価	12,801,311
売上総利益	3,972,074
販売費及び一般管理費	3,051,058
営業利益	921,015
営業外収益	21,093
受取利息	4,928
違約金収入	14,008
その他	2,156
営業外費用	85,626
支払利息	24,851
貸倒引当金繰入額	60,362
その他	412
経常利益	856,482
税引前当期純利益	856,482
法人税、住民税及び事業税	162,909
法人税等調整額	127,311
当期純利益	566,262

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社フォーバルテレコム
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 健 文 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 清 水 幸 樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フォーバルテレコムの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォーバルテレコム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社フォーバルテレコム
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 佐藤健文[Ⓔ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 清水幸樹[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フォーバルテレコムの2021年4月1日から2022年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制所管部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役及び使用人等から定期的に事業の報告を受けるほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から業務の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社フォーバルテレコム 監査等委員会

常勤監査等委員 指田直木 ㊟

監査等委員 橋本 勇 ㊟

監査等委員 和田芳幸 ㊟

(注) 監査等委員橋本勇及び和田芳幸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

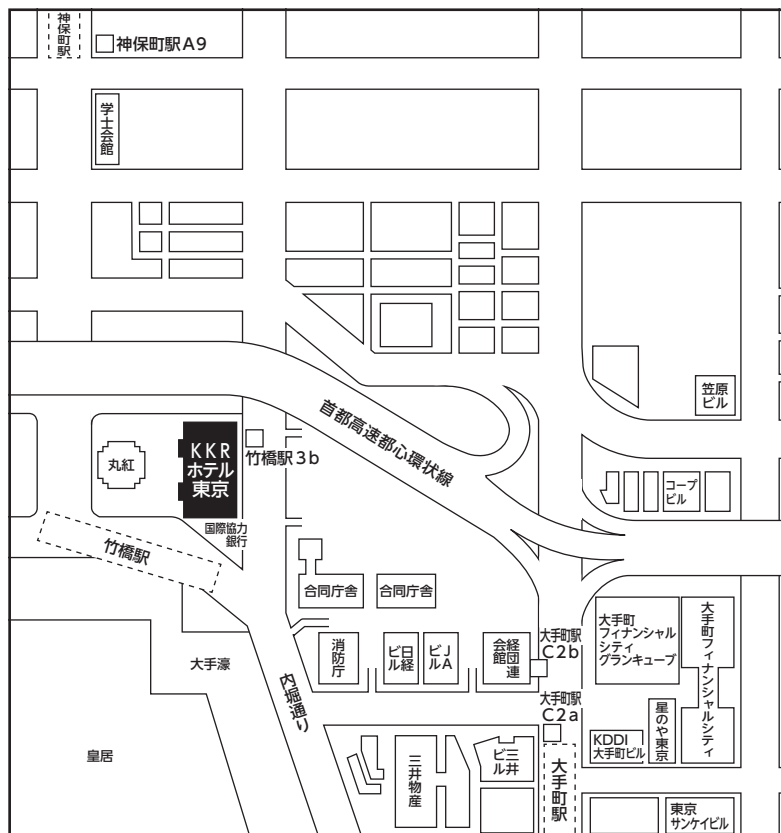
定時株主総会会場ご案内図

会場

KKRホテル東京 10階 「瑞宝の間」
東京都千代田区大手町一丁目4番1号 電話 (03) 3287-2921

交通

地下鉄（東西線）竹橋駅3b出口直結
地下鉄（千代田線他）大手町駅C2a・b出口より徒歩5分
地下鉄（都営三田線他）神保町駅A9出口より徒歩5分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。